

保健・福祉

保健センター

問 健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744

町民の皆さんの健康を守るため、赤ちゃんからお年寄りまでの各種健診や相談事業、各種教室などを行っています。毎日が健康で過ごせるように、町の健診などで健康チェックをしましょう。

詳しくは、毎月発行している「広報よしおか」や町ホームページなどでお知らせします。

母子関係

名称	対象者	内容
助産師相談会	妊婦・産婦	妊娠・出産・育児に関する相談、授乳についての相談
マタニティーClass パパママClass	妊婦とその家族	出産の話、栄養の話、沐浴体験などの学習
3~4カ月児健診	当該月で満3カ月もしくは4カ月になる乳児	身体計測、診察、離乳食講習、育児に関する相談
ハーフバースデー	当該月で満5~7カ月になる乳児とその保護者	ベビーダンス、離乳食についての相談、育児に関する相談
10~11カ月児健診	当該月で満10カ月もしくは11カ月になる乳児	身体計測、診察、離乳食相談、歯磨き指導、育児に関する相談
1歳6カ月児健診	当該前月で満1歳6カ月になった幼児	身体計測、内科診察、歯科診察、フッ素塗布、栄養相談、育児に関する相談、発達の相談
2歳歯科検診	当該前月に満2歳もしくは2歳1カ月になった幼児	身体計測、歯科診察、フッ素塗布、栄養相談、育児に関する相談、発達の相談
3歳児健診	当該前月に3歳2カ月になった幼児	身体計測、内科診察、歯科診察、フッ素塗布、栄養相談、育児に関する相談、発達の相談
母乳&離乳食相談	乳幼児とその保護者	身体計測、授乳、乳房トラブル、卒乳、家族計画について、離乳食についてなど、各種相談
ことばの相談	希望者(予約制)	子どものことばの発達についての相談
運動発達の相談	希望者(予約制)	子どもの運動発達についての相談
子育て相談会	希望者(予約制)	子どもとの接し方や発達についての相談
年中児こころの成長アンケート	対象者には町から通知が届きます	子どもの生活のしづらさ、保護者の感じる育てづらさを見つけるアンケート
発達支援教室	発達に気がかりがあり、保護者が希望する幼児	遊びを通して子どもの発達を保護者と共に見守り、個別相談にも応じます。

※乳幼児健診の対象月は吉岡町けんこうガイド(町ホームページに掲載)をご覧ください。

広 告

Okamura Dental Clinic 齢科 小児歯科 歯科口腔外科

岡村デンタルクリニック

受付時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:00	●	●	/	●	●	●	/
14:00~18:00	●	●	/	●	15:00~16:00	16:30	/

休診日／水曜・日曜・祝日 Pあり

高崎市棟高町1152(イオン高崎すぐ北)
☎027-387-0418

社会福祉法人 薫英会 Social Welfare Corporation Kuneikai

凸 凹 と 調 和

福祉の事 お気軽にご相談下さい Facebook

法人本部 ☎370-3606 吉岡町上野田3471 (ご相談窓口) (0279) 54-6543

内科・消化器内科

奈良内科医院

院長 奈良 真美 (日本消化器内視鏡学会認定 消化器内視鏡専門医 日本消化器病学会認定 消化器病専門医)

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	/
14:30~18:00	●	●	●	/	●	/	/

渋川市渋川 2078-21
TEL0279-25-1155



保健
・
福
祉

母子健康手帳の交付

妊娠したら母子健康手帳の交付を受けましょう。母子健康手帳は、妊娠・出産・育児に関する記録や注意事項が記載されていて、健康診査や予防接種など母子の健康管理に欠かせないものです。妊娠したら、妊娠届けを保健センター(健康づくり室)窓口へ提出し、手帳の交付を受けてください。手帳と一緒に妊婦健康診査受診票、妊娠婦歯科健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票、産婦健康診査受診票が交付されます。

不妊治療費助成事業

不妊症のため子どもを希望しながら恵まれない夫婦に、不妊治療の一部を助成します。詳しくは保健センター(健康づくり室)へお問い合わせください。

不育治療費助成事業

不育治療を行う人を対象に費用の一部を助成します。詳しくは保健センター(健康づくり室)へお問い合わせください。

成人関係

年齢に応じて、各種健診(検診)がありますので、進んで受診しましょう。

名称	対象	内容
わかば健診	20~39歳の男女	問診・身体計測・検尿・血圧測定・血液検査・診察
肺がん・結核検診	40歳以上	胸部レントゲン撮影、痰の検査
大腸がん検診	40歳以上	便潜血反応検査
胃がん検診	40歳以上	胃部レントゲン撮影(バリウムによる検診) ※50歳以上は胃内視鏡検診も選択可
子宮(頸部)がん検診	20歳以上の女性	子宮頸部の細胞診検査
乳がん検診	40歳以上の女性	マンモグラフィ(乳房レントゲン撮影)
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査(PSA検査)
肝炎ウイルス検査	40歳以上(肝炎ウイルス検査未受診者)	血液検査(B・C型肝炎ウイルス検査)
歯周疾患検診	20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳	歯周病疾患の検診(指定医療機関にて個別検診)
特定健診	40~74歳の町国民健康保険加入者	問診、身体計測、検尿、血圧測定、血液検査、診察
後期高齢者健診	群馬県後期高齢者医療加入者	問診、身体計測、検尿、血圧測定、血液検査、診察
健康相談	希望者	身体と心に関する個別相談
健康教育	成人	生活習慣病予防・健康な生活に向けての学習会
家庭訪問(訪問指導)	乳幼児から高齢者まで	家庭における生活指導
こころの健康相談	希望者(予約制)	ストレス、うつ、認知症などの精神科医師による相談
歯科健康診査	前年度に75歳になった群馬県後期高齢者医療加入者	問診、歯の状態、咬合の状態、粘膜の異常、口腔衛生状況、口腔乾燥、歯周組織の状況、嚥下状態(個別健診のみ)





各種予防接種

区分	種別	対象者	接種方法	備考
個別接種 (医療機関)	B型肝炎	1歳未満	27日以上の間隔をあけて2回接種後、1回目から139日以上の間隔をあけて1回接種	
	BCG	1歳未満	1回接種	
	ヒブ	初回	27日以上の間隔で3回接種	接種月齢により接種回数が異なります。
		追加	初回3回終了後、7カ月以上あけて1回接種	
	小児用肺炎球菌	初回	27日以上間隔をあけて3回接種	
		追加	初回3回終了後、60日以上あけて、生後12カ月以降に1回接種	
	四種混合(1期) ・ジフテリア ・破傷風 ・百日咳 ・ポリオ	初回	20日以上の間隔をあけて3回接種	
		追加	初回終了後6カ月以上の間隔をあけて1回接種	
	日本脳炎	1期初回	6日以上の間隔をあけて2回接種	
		1期追加	初回終了後、概ね1年あけて1回接種	
		2期	1回接種	
	麻疹風疹混合	1期	1回接種	
		2期	1回接種	
	水痘	生後12カ月～36カ月未満	3カ月以上の間隔をあけて2回接種	
	ロタウイルス	ロタリックス	出生6週0日後～24週0日後	生後2か月～出生14週6日までに1回目の接種 2回目以降は27日以上間隔をあけて接種 ロタリックス：2回接種 ロタテック：3回接種
		ロタテック	出生6週0日後～32週0日後	
	二種混合(2期) ・ジフテリア・破傷風	11歳以上13歳未満	1回接種	
	子宮頸がん 予防ワクチン	サーバリックス	小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女子	1カ月以上の間隔をあけて2回接種後、1回目から5カ月以上かつ2回目から2カ月半以上あけて1回
		ガーダシル		1カ月以上の間隔をあけて2回接種後、2回目から3カ月以上あけて1回
	高齢者インフルエンザ	65歳以上	1回接種(毎年)	期間限定 (一部自己負担あり)
	高齢者用肺炎球菌	65、70、75、80、85、90、95、100歳	1回接種	期間限定 (一部自己負担あり) ※令和6年度以降は65歳のみ

(令和3年4月1日現在)



社会福祉

問 社会福祉協議会 ☎54-3930

日常生活自立支援事業

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人やお金の管理に困っている人を対象に、「福祉サービスの利用支援」「日常的な金銭の管理」「書類などの預かり」サービスを行います。

成年後見支援センター

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのため、認知症や知的障害、その他精神上の障害などによって物事を判断する能力が十分でない人に対し、成年後見制度の相談や利用促進、普及啓発、後見活動への支援などを行います。

相談支援

本人や親族、関係機関から成年後見制度に関する相談を電話や窓口で受け付けます。

広報・普及啓発

成年後見制度に関する情報発信や説明会などを開催します。

障害福祉

問 介護福祉課 福祉室 ☎26-2246

保健・福祉

障害者手帳(身体・知的・精神)の交付

各種福祉制度やサービスを利用するには、この手帳が必要となります。

身体障害者手帳

身体(肢体、聴覚、視覚、言語、心臓、腎臓、呼吸器、直腸、ぼうこう機能、HIVによる免疫機能、肝臓など)に障害のある人

療育手帳

児童相談所または心身障害者福祉センターにおいて知的障害と判定された人

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制限のある人

心身障害者扶養共済制度

障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を収めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある人に終身一定額の年金が支給されます。

医療費などの助成・補助

自立支援医療制度

・身体に障害のある人が円滑な日常生活を送れるよう、障害を軽くしたり、機能を回復したりするための医療(関節形成手術、心臓手術など)が1割負担で受けられます。ただし、所得による自己負担限度額の設定があります。

- 精神障害のある人が医療機関などへ入院しないで精神障害の治療を受けた場合に、その医療が1割負担で受けられます。ただし、所得による自己負担限度額の設定があります。

補装具の購入・修理

障害のある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために、義肢、車いすなどの補装具を購入または修理する費用を補助します。申請には心身障害者福祉センターの判定が必要となる場合があります。また、補装具の基準額に対して原則1割は本人負担となります。

日常生活用具の給付

在宅の重度身体障害のある人に対し、入浴補助用具やストマ装具などの日常生活用具を給付します。ただし、障害部位および程度により給付できる種目が異なります。日常生活用具の基準額に対し原則1~3割(世帯の収入状況による)は本人負担となります。

腎臓機能障害者等通院交通費補助

腎臓または小腸の機能に障害のある人が障害に基づく症状を軽減または除去する目的で医療機関において、人工透析療法または中心静脈栄養法もしくは経腸栄養法による医療の給付を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費を支払った場合、その一部補助を行っています。

その他障害者福祉事業

地域生活支援事業

- 相談支援事業
- 意思疎通支援事業・移動支援事業
- 身体障害者訪問入浴サービス事業
- 日中一時支援事業

総合支援法による障害福祉サービス

- 居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護・同行援護
- 行動援護・重度障害者等包括支援
- 短期入所(ショートステイ)・療養介護・生活介護
- 施設入所支援・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)
- 共同生活援助(グループホーム)

その他の主な制度

- 重度身体障害者(児)住宅改造費の補助
- 身体障害者自動車改造費補助
- 旅客鉄道運賃の割引
- ・国内航空運賃の割引
- NHK受信料の免除
- ・有料道路通行料の免除
- 所得税、町民税、相続税の控除

※障害の内容や対象要件により該当とならない制度もあります。詳しくは、福祉室へお問い合わせください。

町の高齢者サービス

問 介護福祉課 介護高齢室 ☎26-2247

紙おむつ購入助成

在宅生活をしており、常時紙おむつを使っている人のうち、65歳以上で要介護3以上の介護認定を受けている人または、3歳以上で身体障害者手帳1級・2級もしくは療育手帳Aを持っている人を対象に、紙おむつ・尿取りパッドの購入費を1回1万円を上限として助成します。9月と3月の年2回申請を受け付けています。

介護慰労金

毎年1月1日を基準日として、町内に1年以上住所を有する要介護1以上の人または寝たきりの人を、在宅で1年以上続けて介護している人を対象に、介護慰労金を支給します。支給金額は、介護認定を受けている人の介護度によって異なります。

敬老祝金などの支給

毎年9月1日を基準日として、町内に1年以上住所を有する対象者に敬老祝金などを支給します。対象は、年度中に満80歳、満85歳、満88歳、満90歳、満95歳、満100歳、101歳以上になる人です。満100歳になる人は誕生日月、それ以外の人は9月に支給します。

緊急通報システム貸出

町内に住所を有する65歳以上のひとり暮らしの人で、慢性疾患などにより日常生活に注意を要し、なおかつ町内に親族がない人を対象に、ペンダント型の通報装置と本体を貸し出し、自宅に設置します。ペンダント型通報装置または本体のボタンを押すことで、自動的にシステム事業者へ通報され、業者が安否確認のためご自宅を訪問します。また、室内にセンサーを設置し、指定された時間以上反応がない場合にも、異常事態としてシステム業者へ通報されます。

GPS機器の貸出

在宅で暮らす徘徊のおそれのある65歳以上の認知症の人もしくは、40~64歳で初老期における認知症に該当する人にGPS機器を所持してもらい、徘徊時には介護者からの申し出により居場所を検索します。

日常生活用具給付

在宅で暮らす65歳以上のひとり暮らし高齢者で、住民税が非課税の人を対象に、電磁調理器、自動消火器、火災警報器、布団乾燥器の購入を補助します。補助上限額は、品目ごとに異なります。

認知症保険への加入

在宅で暮らす徘徊のおそれのある65歳以上の人もしくは、40~64歳で初老期における認知症に該当する人を被保険者とし、町が被保険者となり、認知症保険に加入します。行方不明時の捜索費用、第三者に対する不慮の事故に対する賠償責任、交通事故傷害などを補償します。

地域福祉交流施設

認知症カフェをはじめとして、地域の誰もが気軽に利用できる事業を行う交流施設です。社会福祉協議会、自治会、NPO、小学校などと連携し、地域福祉の交流拠点としての機能を充実させるとともにボランティアの育成を図ります。

特殊詐欺対策電話機等購入費補助制度

問 総務課 安全安心室 ☎26-2243

対 象

次の全てに該当する人またはその人の属する世帯の世帯員

- ①町内に居住し、かつ住民基本台帳法に基づく町の住民基本台帳に登録されている65歳以上の人
- ②特殊詐欺対策電話機を購入していること
- ③世帯員全員に町税の滞納がないこと



皆様の、ケアプラン作成の
お手伝いをいたします。

株式会社
まひまひ

吉岡町大字大久保1719

TEL 0279-25-7011



LONG LIFE QUALITY

intime

株式会社 アンティム

- 福祉用具貸与 ● 介護用品販売
- 福祉・医療機器販売
- リネンクリーニング
- 住宅修繕・リフォーム
- インテリア用品販売



〒370-3606
北群馬郡吉岡町上野田1238 TEL 0279-54-0933 FAX 0279-54-0934

補助金額

購入費の2分の1で上限5,000円(1,000円未満切り捨て)

申請方法

購入した機器の領収書と保証書の写しを添付し、申請してください。

タクシー運賃等助成事業

問 企画財政課 企画室 ☎26-2241

通院や外出でタクシーを利用した際に支払う運賃などの一部を助成します。

対象

町に住民登録があり、申請時において次の条件のいずれかに該当する人。

- ①年齢満70歳以上の人
- ②年齢満19歳以上で運転免許を持たない人
- ③身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1・2級、療育手帳Aのいずれかの所持者

申請に必要なもの

- ①申請書(企画室の窓口で受け取るか、町ホームページでもダウンロードできます。)
- ②申請者の本人確認書類
- ③手帳(対象③に該当する場合)
※即日交付はできません。時間に余裕をもって申請してください。

助成内容

1枚500円相当の利用助成券を、年間最大72枚交付
※申請日に応じて一括して交付します。

利用方法

タクシーに乗車した際の運賃の支払いに、助成券を利用できます。利用できる枚数は、一人で乗車した場合は2枚まで、利用券所有者が複数人で乗車した場合は一人につき1枚までです。

その他(注意事項)

- ・助成券の利用は、乗車地・目的地の両方またはいずれかが町内である場合に限ります。
- ・町と契約を締結したタクシー事業者のみで利用できます。



自動車誤発進防止装置設置費補助金制度

問 総務課 安全安心室 ☎26-2243

70歳以上で、後付けの自動車誤発進防止装置を設置した人に、一定条件のもと、費用の一部を補助しています。補助金額は購入・設置価格(消費税含む)の2分の1、上限20,000円とし、100円未満は切り捨てとします。申請は、1人につき1台1回限りです。

詳しくはお問い合わせください。

シルバー人材センター

問 シルバー人材センター ☎30-5161

シルバー人材センターとは

シルバー人材センターは、60歳以上の町民が働くことを通して社会参加をし、自らの生きがいの充実と健康の増進を図り、活力のある社会づくりに貢献することを目的とするものです。

主な仕事内容

障子・網戸・ふすまの張り替えや、植木の手入れ・伐採、除草作業などを行います。就業場所は、吉岡町内に限ります。

※会員に、過度な負担や危険がある場合などはお引き受けできないことがあります。

仕事の依頼について

シルバー人材センターへ気軽にお電話ください。打ち合わせ・見積もりは無料です。時期によっては、大変込み合うことがありますので、依頼はお早めにお願いいたします。

会員募集

一緒に働く会員を募集しています。入会を希望する場合は、お気軽にお問い合わせください。

社会福祉協議会の高齢者福祉サービス

問 社会福祉協議会 ☎54-3930

老人福祉センター

開館時間	9:30～16:00
休館日	日曜日、月曜日および祝日、年末年始
利用料金	町内在住の60歳以上の人、障害のある人＝無料 町内在住の60歳未満の人＝200円
住所	南下1333-4(社会福祉協議会内)

ふれあいきいきサロン

町内の集会施設を利用して、地域住民の協力のもと、お茶のみや、おしゃべり、健康体操などを行っています。地域の誰でも参加できる憩いの場としてご利用ください。お住まいの地域のサロン設置状況については、社会福祉協議会へお問い合わせください。

配食サービス

町内に住所を有するおおむね70歳以上のひとり暮らしまだは高齢者のみの世帯、ならびに障害のある人で食事を作ることが困難な人を対象に、月曜日から金曜日までの週5回、安否確認を目的に昼食を宅配します。利用料は1回300円です。

移送サービス

町内に住所を有するひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、通院や買い物などの交通手段がなく、協力者への依頼が困難な人に對し、外出する機會を確保し、閉じこもりにならないように支援します。利用できる範囲は社会福祉協議会を基点に10kmの範囲内です。利用料は1回300円で、往復利用した場合は2回とします。1カ月に2日間利用できます。

福祉車両貸出し

町内に住所を有する人で、高齢または障害のために歩行が困難な人、肢体不自由により車いすを利用している人を対象に、リフト付き乗用車を貸し出します。貸出費用は無料で、燃料費として1kmにつき10円を負担していただきます。利用を希望する人は、使用日の5日前までに社会福祉協議会へ申請してください。

福祉機器および器具備品貸出し

福祉機器については、高齢者または身体に障害のある人および傷病のため自宅で療養中の人に、福祉用具(車イス・歩行器など)を原則3ヶ月間貸し出します。貸出費用は無料です。ただし、種類によっては介護保険の利用が優先します。器具備品については、自治会および自治会に属する団体または地域活動やボランティア活動を目的とするグループに器具備品(高齢者疑似体験セット・グランドゴルフセットなど)を貸し出します。

高齢者シルバーカー購入助成

町内に住所を有する65歳以上の高齢者で、歩行に支障のある人を対象に、シルバーカーの購入費の2分の1を補助します。補助の上限額は5,000円です。シルバーカーの仕様に条件があります。購入を検討している人は、社会福祉協議会へお問い合わせください。

認知症カフェ

毎週木曜日午前10時～12時に認知症の人やその家族、地域住民誰もが気軽に集い、楽しいひと時を過ごせるよう地域のボランティアの協力により開催している「元気になるカフェ」です。また、毎月22日午後1時～3時に認知症の人と家族が医療介護従事者や介護経験者と一緒にゆっくり過ごし、不安や心配事を語り合い理解し合える居場所「22カフェ」をそれぞれ実施しています。参加はどちらも無料です。詳しくは、社会福祉協議会へお問い合わせください。



保健
・
福祉

